



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 2 3 号 令和 4 年 1 1 月 2 9 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
6 6 5	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
6 6 6	同	同
6 6 7	同	同

【人事委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
9	徳島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者名簿の確定	
1 0	徳島県警察官採用候補者名簿の確定	
1 1	採用候補者名簿の失効	
1 2	徳島県警察官昇任候補者名簿の確定	
1 3	徳島県警察官昇任候補者名簿の失効	

徳島県告示第六百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和四年十一月二十九日から令和五年三月二十九日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和四年十一月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ万代店

所在地 徳島市万代町五丁目一〇―一ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麹町五丁目一番地一	辻田 泰徳

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行
株式会社レディ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目三番三七号	三橋 信也

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行

4 変更年月日

令和三年八月一日

二 届出年月日

令和四年九月二十日

三 届出の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課
- 2 縦覧の期間 令和四年十一月二十九日から令和五年三月二十九日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

- 2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第六百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和四年十一月二十九日から令和五年三月二十九日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和四年十一月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
有限会社谷田屋	徳島市寺島本町東三丁目一五番地五	谷 宣明
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 パワーシティ 鳴門

所在地 鳴門市撫養町大桑島字湊岩浜四番地一ほか

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一
株式会社ゲオホールディングス	愛知県名古屋市中区富士見町八番八号	遠藤 結蔵
株式会社ジーフット	同 千種区今池三丁目四番一〇号	木下 尚久
株式会社ニシヤマー	香川県高松市塩屋町一番地七	西山 繁義
株式会社宮脇書店	同 丸亀町四番地八	宮脇 範次
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二
九州フジパンストアー株式会社	愛知県名古屋市中区瑞穂区松園町一丁目五〇番地	高山 昭一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一
株式会社ゲオホールディングス	愛知県名古屋市中区富士見町八番八号	遠藤 結蔵
株式会社ニシヤマー	香川県高松市塩屋町一番地七	西山 繁義
株式会社宮脇書店	同 丸亀町四番地八	宮脇 範次
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二

九州フジパンストアー株式会社	愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁目五	高山 昭一
○番地		

4 変更年月日

令和四年七月三十一日

二 届出年月日

令和四年十月三十一日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び鳴門市産業振興部商工政策課

2 縦覧の期間 令和四年十一月二十九日から令和五年三月二十九日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び鳴門市産業振興部商工政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第六百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和四年十一月二十九日から令和五年三月二十九日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和四年十一月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ショッピングセンターアクアシティー

所在地 吉野川市鴨島町上下島九二番地三

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一
株式会社TFH	吉野川市鴨島町上下島九二番地三	谷 哲也
有限会社さひめの風	島根県大田市大田町大田口一三二六番地一八	三谷 秀人
株式会社ミヤキタ	三好郡東みよし町加茂一九四八番地三	張川 和夫
株式会社嵯峨	吉野川市鴨島町鴨島四九九番地一三	嵯峨 昭仁
有限会社阿波牛の藤原	板野郡松茂町広島字東裏三番地	藤原 誠
有限会社トータルファッションフジノ	吉野川市鴨島町上下島九二番地三	藤野 文子
トーコー株式会社	同 鴨島四九三番地	戸出 静夫
株式会社ワッツ西日本販売	大阪市中央区城見一丁目四番七〇号 住友生命OBPプラザビル	山野 博幸

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一
株式会社TFH	吉野川市鴨島町上下島九二番地三	谷 哲也
有限会社さひめの風	島根県大田市大田町大田口一三二六番地一八	三谷 秀人

株式会社ミヤキタ	三好郡東みよし町加茂一九四八番地三	張川 和夫
株式会社嵯峨	吉野川市鴨島町鴨島四九九番地一三	嵯峨 昭仁
有限会社阿波牛の藤原	板野郡松茂町広島字東裏三番地	藤原 誠
有限会社トータルファッショ ンフジノ	吉野川市鴨島町上下島九二番地三	藤野 文子
トーコー株式会社	同 鴨島四九三番地	戸出 静夫
株式会社ワッツ西日本販売	大阪市中心区城見一丁目四番七〇号 住友生命OBPプラザビル	山野 博幸
長岡 麻喜	吉野川市山川町宮島二〇二丁一	

4 変更年月日

令和三年十月一日

二 届出年月日

令和四年十月三十一日

三 届出の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び吉野川市産業経済部商工観光課
- 2 縦覧の期間 令和四年十一月二十九日から令和五年三月二十九日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び吉野川市産業経済部商工観光課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県人事委員会告示第九号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四―九）第四十条第一項の規定に基づき、次のとおり採用候補者名簿を確定したので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

採用候補者名簿の名称		確定年月日	採用試験の名称及び施行年月日	採用候補者名簿に記載されている採用候補者数
徳島県職員（民間企業等職務経験者） 採用候補者名簿		令和四年十一月十七日	徳島県職員採用試験（民間企業等職務経験者） ○第一次試験 令和四年九月二十五日 ○第二次試験 令和四年九月二十五日、十月二十九日 十一月三日及び十一月五日	行政事務以下五試験区分 三十五名
			徳島県職員採用試験（就職氷河期世代） ○第一次試験 令和四年九月二十五日 ○第二次試験 令和四年九月二十五日、十月二十九日 及び十一月三日	行政事務 十名

徳島県人事委員会告示第十号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四―九）第四十条第一項の規定に基づき、次のとおり採用候補者名簿を確定したので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

採用候補者名簿の名称	確定年月日	採用試験の名称及び施行年月日	採用候補者名簿に記載されている採用候補者数
徳島県警察官採用候補者名簿	令和四年十一月十七日	警察官B（男性）採用共同試験 （徳島県志望者） ○第一次試験 令和四年十月十六日 ○第二次試験 令和四年十一月四日、九日、十日及び十一日	四十名
		徳島県警察官B（女性）採用試験 ○第一次試験 令和四年十月十六日 ○第二次試験 令和四年十一月四日及び十一日	二十三名

徳島県人事委員会告示第十一号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四―九）第四十六条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、次の採用候補者名簿は、令和四年十一月十七日をもって失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和四年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

採用候補者名簿の名称	確定年月日
徳島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者名簿	令和三年十一月十八日
徳島県警察官採用候補者名簿	令和三年十一月十八日

徳島県人事委員会告示第十二号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四―九）第六十一条第二項において準用する同規則第四十条第一項の規定に基づき、次のとおり昇任候補者名簿を確定したので、同規則第六十一条第二項において準用する同規則第四十条第三項の規定により公示する。

令和四年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

昇任候補者名簿の名称	確定年月日	昇任試験の名称 及び施行年月日	昇任候補者名簿に記載 されている昇任候補者数
徳島県警察官昇任候補者名簿	令和四年十一月十七日	警部昇任試験 令和四年十月三日及び十一月一日	二十三名

徳島県人事委員会告示第十三号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四―九）第六十一条第二項において準用する同規則第四十六条第一項第二号の規定に基づき、次の昇任候補者名簿は、令和四年十一月十七日をもって失効させたので、同規則第六十一条第二項において準用する同規則第四十六条第二項の規定により公示する。

令和四年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

昇任候補者名簿の名称	確定年月日
徳島県警察官昇任候補者名簿	令和三年十二月二日